

服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
砂川厚生福祉センター	特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から連続する期間が 1 日を超えて承認しているものがあった。 <table><tr><th>職員</th><th>続柄</th><th>休暇承認日時</th></tr><tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">おじ</td><td>令和 7 年 1 月 21 日 13時00分～17時30分</td></tr><tr><td>令和 7 年 1 月 22 日 9時00分～12時15分</td></tr></table>	職員	続柄	休暇承認日時	A	おじ	令和 7 年 1 月 21 日 13時00分～17時30分	令和 7 年 1 月 22 日 9時00分～12時15分	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第 6 号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第 5 に定める日数以内で必要と認める期間 別表第 5 （第10条関係） <table><tr><th>死亡した者</th><th>日数</th></tr><tr><td>父母、配偶者、子</td><td>7 日</td></tr><tr><td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td><td>3 日</td></tr><tr><td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td><td>1 日</td></tr></table> （以下略） 【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」） 第 3 章 休暇 4 特別休暇 ○服喪 （留意点） 1. 承認にあたっては、週休日等を含む連続する期間内で、断続的取得も可能。	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7 日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日
職員	続柄	休暇承認日時															
A	おじ	令和 7 年 1 月 21 日 13時00分～17時30分															
		令和 7 年 1 月 22 日 9時00分～12時15分															
死亡した者	日数																
父母、配偶者、子	7 日																
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3 日																
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1 日																

措置の内容
検出事項について、特別休暇（服喪休暇）の取消し及び年次休暇の取得での対応を行った。 検出事項の原因は、申請者及び承認者が特別休暇に関する制度について正しく認識していなかったことと、承認者の確認不足に起因するものである。 再発防止に向け、所属内で今回の検出事項及び特別休暇に関する制度について周知するとともに、特別休暇を申請及び承認する際には、規則等の確認を徹底することとした。 今後は、関係規則等に基づき、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）